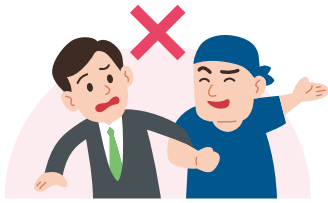


客引き、スカウト、客待ちは禁止です 条例を改正し、対策をさらに強化しました

市では平成14年から「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」に基づき、主に吉祥寺駅周辺のつきまとい勧誘行為などの迷惑行為を規制してきました。このたび、規制の強化を求める意見が多いことなどを踏まえ、令和4年4月1日から条例の一部を改正し、新たに客引き・スカウト・客待ち行為を「禁止行為」に加え、誰もが安心して暮らせるまちを目指して対策を強化しました。

これらの「禁止行為」を行うと、指導・警告の対象となります



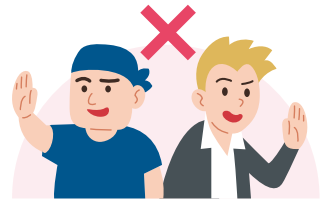
① 客引き

飲食店・カラオケ店・店舗型風俗特殊営業に関して「客引き（自身の店舗に勧誘）」をすること。



② スカウト

接待を伴う飲食店従業員の仕事に従事するように「勧誘（スカウト）」すること。



③ 客待ち・スカウト待ち

客引きやスカウトをする目的で、その対象となる相手を「待つ」こと。

指導・警告などの対象者

- ☒「禁止行為」を行った人 ☒「禁止行為」を命じた人 ☒「禁止行為」を委託した人（事業者など）

従業員（アルバイトなども含む）の方も、指導・警告の対象となりますのでご注意ください。
違反した場合、指導・警告のほか、必要に応じて勧告・氏名などの公表を行います。

禁止区域について

禁止区域は、道路・公園・広場・駅・そのほか不特定多数の方が通行・利用する公共の場所で、**武蔵野市内の全域**です。ただし、警告などの実施は「勧誘行為等適正化特定地区」内に限っています。



吉祥寺地域では地域の方や警察とも連携し、パトロールを行っています

武蔵野市
安全パトロール隊
「ブルーキャップ」

吉祥寺駅周辺の禁止行為に対する指導・

警告や、通行を阻害する路上宣伝行為などに対する注意を行っています。



夜間パトロールを
毎月実施

- 安全・安心に暮らし
- を楽しめる吉祥寺の
- まちづくりを推進す
- るため、商店会や警察と合同で夜間の吉祥寺駅
- 周辺のパトロールを毎月行っています。

